

議案第 5 号

大阪市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市行政不服審査法施行条例（平成28年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(審理手続を審理員が行わない審査請求)</p> <p>第 3 条 次に掲げる処分又は不作為に係る審査請求については、法第 9 条第 1 項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(3) 大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 号）第 26 条第 5 号アに規定する条例上の開示決定等、同条例第 41 条第 1 項に規定する条例上の訂正決定等若しくは同条例第 49 条第 1 項に規定する条例上の利用停止決定等又は同条例第 24 条第 2 項に規定する条例上の開示請求、同条例第 37 条第 1 項に規定する条例上の訂正請求若しくは同条例第 45 条第 1 項に規定する条例上の利用停止請求に係る不作為</u></p>	<p>(審理手続を審理員が行わない審査請求)</p> <p>第 3 条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p><u>(3) 大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）第 24 条第 1 項に規定する開示決定等、同条例第 33 条第 1 項に規定する訂正決定等若しくは同条例第 41 条第 1 項に規定する利用停止決定等若しくは同条例第 17 条第 2 項に規定する開示請求、同条例第 28 条第 2 項に規定する訂正請求若しくは同条例第 36 条第 2 項に規定する利用停止請求に係る不作為又は同条例第 54 条第 1 項に規定する指定管理者保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求に係る決定若しくは不作為</u></p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前にされた大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第17条第2項に規定する開示請求、改正前の個人情報保護条例第28条第2項に規定する訂正請求若しくは改正前の個人情報保護条例第36条第2項に規定する利用停止請求又は同日前にされた改正前の個人情報保護条例第54条第1項に規定する指定管理者保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）若しくは利用停止（改正前の個人情報保護条例第36条第2項に規定する利用停止をいう。）の請求に係る決定又は不作為に係る審査請求については、この条例による改正前の大阪市行政不服審査法施行条例第3条第3号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「大阪市個人情報保護条例」とあるのは「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例」とする。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、審理手続を審理員が行わない審査請求の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。